

Ⅱ 防災会議関係

資料 5 流山市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2 人
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
- (3) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 1 人
- (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4 人以内
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 2 人以内
- (9) 公共的団体等のうちから市長が任命する者 4 人
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5 人以内
- (11) 市民等 6 人以内

6 前項第 8 号から第 11 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(流山市水防協議会条例の廃止)

2 流山市水防協議会条例(昭和58年流山市条例第19号)は、廃止する。

附 則(平成24年12月21日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手續が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 6 流山市防災会議運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市防災会議条例(昭和 37 年流山市条例第 18 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(防災会議の代理出席)

第 2 条の 2 委員(条例第 3 条第 5 項第 10 号及び第 11 号の規定により任命された委員を除く。)は、防災会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名するものにその権限を委任することができる。

(会議)

第 3 条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。
2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。
3 防災会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。
4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任による処理)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。
2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第 5 条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を防災会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

附則

この要領は、平成 3 年 2 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

資料7 流山市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項

流山市防災会議運営要領第4条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 関係行政機関等に対する協力要求に関すること。(災害対策基本法(以下「法」という。)第21条)
- 2 地区居住者等から、地区防災計画を定めることの提案に対する受付及び事前審査に関すること。(法第42条の2)
- 3 その他軽易な事項

資料 8 流山市防災会議委員名簿

適用号	委員名
会長	流山市長（会長）
1号委員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	関東農政局千葉県拠点 地方参事官
2号委員	千葉県東葛飾地域振興事務所長
	千葉県東葛飾土木事務所長
	千葉県松戸健康福祉センター長
3号委員	陸上自衛隊需品学校 学校長
4号委員	千葉県流山警察署長
5号委員	流山市副市長
	流山市総務部長
	流山市健康福祉部長
	流山市土木部長
6号委員	流山市教育委員会教育長
7号委員	流山市消防長
	流山市消防団長
8号委員	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社 東葛制御所長
9号委員	一般社団法人流山市医師会 会長
	一般社団法人流山市歯科医師会 会長
	流山市上下水道事業管理者
	北千葉広域水道企業団 技術部長
10号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 5人以内
11号委員	市民等 6人以内

事務局 流山市市民生活部防災危機管理課

